

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」が示される
～「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」のとりまとめ～……1
- ・「保育士確保集中取組キャンペーン」が始まりました ………………5

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」が示される ～「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」のとりまとめ～

幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会（内閣府 座長：無藤 隆 白梅学園大学教授）は、平成29年1月10日、同検討会の最終のとりまとめとなる、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」を示しました（別紙1）。

これに先立つ平成28年10月5日（水）に開催された第6回検討会では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」（案）が示され、各委員から意見が述べられていました。これらの意見は、座長一任で、最終のとりまとめに反映させることとされ、また、12月22日には、関係団体との検討会も実施されたところです（本ニュースNo.16-47にて既報）。

今般示された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」は、それらの意見を踏まえ、とりまとめられたものです。

改訂の方向性として、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定の方向性との整合性を図ることが示され、保育所保育指針の改定における、「乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記述の充実」、「保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性」等や、幼稚園教育要領の改訂における、「幼児期において育みたい資質能力の整理と評価の在り方」、「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿の明確化」等と整合性を確保し、改訂教育・保育要領の記述内容に反映させることとされました。

また、「在園期間や時間等が異なる多様な園児がいることへの配慮」、「2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮」、「子育ての支援について」等の、幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の記述を充実させることとされました。

「その他の課題」として、「特別に支援を要する子どもへの配慮」、「研修の重要性・資質の向上」等について、要領本文または解説書等に盛り込まれる見込みです。

なお、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂については、今後、平成28年度内に大臣告示、平成29年度の1年間を周知期間とし、平成30年度からの施行が予定されています。

平成 28 年 10 月 5 日の第 6 回検討会で示された案からの変更点は以下のとおりです。

「第 6 回幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」で示された案からの主な変更点

※事務局整理。下線部が変更箇所

第 6 回（平成 28 年 10 月 5 日）案	審議のまとめ（平成 29 年 1 月 10 日）
序 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けて	(1 ページ)
認定こども園は、就学前の子どもに対して教育・保育を一体的に行うとともに、保護者の就労状況等に関わらず利用でき、就労状況等が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できること、また、地域において必要とされている子育ての支援を行うなど、園に通っていない子どもの家庭も子育て相談や親子の交流の場へ参加することができる施設である。	認定こども園は、就学前の子どもに対して教育・保育を一体的に行うとともに、保護者の就労状況等に関わらず利用でき、就労状況等が変わった場合でも、通い慣れた園を継続して利用できること、また、地域において必要とされている子育ての支援を行うなど、園に通っていない子どもの家庭も子育て相談や親子の交流の場として利用できる施設である。
今般、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定のための検討や平成 27 年 4 月に子ども子育て支援新制度とともに、新たな幼保連携型認定こども園制度が施行されたが、この間の実践を踏まえた知見を盛り込んだ方が良いのではないかとの意見を受け、教育・保育要領の改訂すべき内容、特に、幼保連携型認定こども園として配慮すべき事項を中心に、平成 28 年 6 月より 6 回にわたり検討を行い、この度、「審議のまとめ」としてこれまでの議論の取りまとめを行った。	今般、幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定に向けた検討が行われており、その内容を反映させる必要がある。また、この間の実践によって蓄えられた知見を反映させるべきとの意見を受け、幼保連携型認定こども園として配慮すべき事項を中心に、平成 28 年 6 月より 6 回にわたり検討を行い、この度、「審議のまとめ」としてこれまでの議論の取りまとめを行った。
I. 幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂の方向性	
1. 幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定の方向性との整合性	
(1) 幼稚園教育要領の主な改訂の方向性 (小学校との接続)	(2 ページ) (幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の明確化)
(2) 保育所保育指針の主な改定の方向性 (保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ)	
○ 保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までに育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方等について記載内容を充実させる。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保する。	○ 保育所保育も幼児教育の重要な一翼を担っていること等を踏まえ、卒園時までに育ってほしい姿を意識した保育内容や保育の計画・評価の在り方、 小学校との接続 等について記載内容を充実させる。主体的な遊びを中心とした教育内容に関して、幼稚園、認定こども園との整合性を引き続き確保する。
2. 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項の充実	

(1) 在園時間や日数が異なる多様な園児がいることへの配慮について (学びの連續性・発達の連續性)	
○ 多様な <u>子どもたち</u> 一人一人の乳児期からの発達の連續性とそれに応じた学びの連續性を押さえながら、 <u>子どもたち</u> の育ちを確保していく。その上で、園での環境と家庭との連携について明記する。	○ <u>在園期間や時間等が異なる多様な園児</u> 一人一人の乳児期からの発達の連續性とそれに応じた学びの連續性を押さえながら、 <u>園児一人一人</u> の育ちを確保していく。その上で、園での環境と家庭との連携について明記する。
(教育及び保育に関する全体的な計画の作成)	
○ 教育及び保育時間が異なる園児がいること、在園期間が異なる園児がいることなどを前提に、 <u>修了までに育てたいこと</u> に <u>視点を置き</u> ながら、教育及び保育の全体的な計画を策定するということが重要である。	○ 教育及び保育時間が異なる園児がいること、在園期間が異なる園児がいることなどを前提に、 <u>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえ</u> ながら、教育及び保育の全体的な計画を策定するということが重要である。
(2) 2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮について	
(新入園児や他園から転園してくる園児に対する配慮)	
○ 3歳児から <u>新しく入園する</u> 園児の、3歳児までの育ちの理解、受け止め等、家庭との連携の下、発達の連續性を大事にしながら配慮していくことが重要である。	○ 3歳児から <u>入園する園児や他園から移行してくる</u> 園児の、3歳児までの育ちの理解、受け止め等、家庭との連携の下、発達の連續性を大事にしながら配慮していくことが重要である。
(新たな3歳児の学級をつくっていくための配慮)	
○ <u>経験</u> の違う園児が一緒に過ごすことで教育及び保育の内容が豊かになるが、4月当初は、2歳児の <u>学級</u> から移行する園児と3歳児で <u>新たに</u> 入園する園児がそれぞれ、安心して過ごす時間や空間が必要である。例えば、 <u>新たに入園した園児</u> については段階を踏んで合流するなど、落ち着いて過ごすことが出来るよう、柔軟で弾力的な対応が必要である。	○ <u>集団生活の経験年数</u> の違う園児が一緒に過ごすことで教育及び保育の内容が豊かになるが、4月当初は、2歳児から移行する園児と3歳児で入園する園児がそれぞれ、安心して過ごす時間や空間が必要である。例えば、 <u>それぞれの園児</u> が段階を踏んで合流するなど、 <u>学級全体</u> が落ち着いて過ごすことが出来るよう、柔軟で弾力的な対応が必要である。
(3) 子育ての支援に当たっての配慮について	
(子育ての支援全般にかかわること)	
○ 子育ての支援は、全国一律の問題ではない。各地域や家庭、園にとってどのような形で行うことが望ましいのか、園の基本理念や特色等を十分に生かしながら子育ての支援を考えていくことが重要である。	○ 子育ての支援の <u>在り方</u> は、全国一律の問題ではない。各地域や家庭、園にとってどのような形で行うことが望ましいのか、園の基本理念や特色等を十分に生かしながら子育ての支援を考えていくことが重要である。
(地域の保護者に対する子育ての支援)	

- | | |
|--|--|
| ○ 地域の未就園児だけではなく、小・中学生などが遊びに来るなど人的・物的環境を整えることで、いろいろな子どもたちがつながっていくことができる。地域の中の <u>ハブ的</u> な役割や機能を有していくように、次世代育成の視点も含めた支援について具体的に示した方が良い。 | ○ 地域の未就園児だけではなく、小・中学生などが遊びに来るなど人的・物的環境を整えることで、いろいろな子どもたちがつながっていくことができる。地域の中の <u>核として、乳幼児期の教育及び保育のセンター</u> 的な役割や機能を有していくように、次世代育成の視点も含めた支援について具体的に示す。 |
|--|--|

II. 改訂の方向性を踏まえた構成の見直し

2. 具体的な章構成（案）

第2章 ねらい及び内容並びに幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

第1 ねらい及び内容 (10ページ)

- | | |
|-------------------------------|--|
| 2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容 | 2 満1歳以上満3歳未満の園児の <u>教育及び保育</u> に関するねらい及び内容 |
|-------------------------------|--|

第4章 子育ての支援 (10ページ)

第1 子育ての支援の基本	第1 子育ての支援 <u>全般に</u> かかわる事項
第2 保護者に対する子育ての支援	第2 <u>幼保連携型認定こども園の園児の保護者</u> に対する子育ての支援
第3 地域における子育ての支援	第3 地域における子育て <u>家庭の保護者等</u> に対する支援

III. その他の課題 (11ページ)

(研修の重要性・資質向上)

(研修体系・体制の充実と研修による資質向上)

- | | |
|---|---|
| ○ 保育教諭等の力量形成を支える仕組みや要素として、研修の重要性が上げられる。 <u>例えば、園外の研修や、実際に保育を見合って学び合う公開保育など、他園（大学なども含む）他機関との連携による研修など、園内での研修にとどまらず、広範囲で考えていくと良い。</u> | ○ 保育教諭等の力量形成を支える仕組みや要素として、研修の重要性が上げられる。 <u>幼保連携型認定こども園の機能に鑑み、教育及び保育の内容に関する研修のみにとどまらず、子育ての支援に関する研修を一体的・体系的に行い、保育教諭等の力量をつけていく必要がある。</u> |
| ○ 園内での職務の役割や機能を明確化し、研修体系の充実を図る必要がある。その際、 <u>教育及び保育の内容</u> に関する研修にとどまらず、子育ての支援に関する研修も行い、保育教諭等の力量をつけていく必要がある。 | ○ 園内での職務の役割や機能を明確化し、研修体制の充実を図る必要がある。その際、 <u>園外の研修や、実際に保育を見合って学び合う公開保育など、他園（大学なども含む）他機関との連携による研修など、園内での研修にとどまらず、広範囲で考えていくと良い。</u> |

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」は、内閣府のホームページでご覧いただけます。

内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 認定こども園 > 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会 ※「審議のまとめ」PDFファイル

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/kentoukai.html>

「保育士確保集中取組キャンペーン」が始まりました

平成 29 年度末までの待機児童解消を目指し、厚生労働省では、待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき保育の受け皿拡大を進めていますが、保育の担い手となる保育士の確保が必要不可欠です。

平成 28 年 11 月の有効求人倍率は 2.34 倍（全国で最も高い東京都では 5.68 倍）といった状況であり、保育士の確保が喫緊の課題となっています。

このため、本年 4 月の保育士確保に向けて、昨年度も実施された「保育士確保集中取組キャンペーン」が 1 月～3 月の間で実施されます。

具体的には、国としてリーフレットを活用した未就業保育士等への呼びかけ、新規で保育士資格を取得した方への働きかけ、厚生労働省 twitter など SNS を活用した情報発信、保育関係団体と連携した保育士確保に向けた PR 活動の実施、ハローワークの保育士マッチング強化プロジェクトの集中的支援を推進することとしています。

また、都道府県等においても、未就業保育士に対する保育士・保育園支援センターへの登録やハローワークへの求職申し込みの呼びかけ、保育士の確保が困難な状況にある保育園等への働きかけ等に取り組むものとしています。

加えて、都道府県等の保育士・保育園支援センター及びハローワークとの連携等として、以下枠内の事例のような取組について、当該事例等を参考に、地域の実情に応じ、ハローワークへの協力依頼を行い、連携が図られます。

事例：

- ① 都道府県等において来年 4 月に向けて保育士の確保が難しい保育園等を把握
- ② 都道府県等から都道府県労働局に対し、把握した保育園等の名簿及び保育士・保育園支援センターが保有する求人情報を提供し、ハローワークでの積極的な求人紹介を依頼
- ③ 依頼を受けた都道府県労働局を通じ、ハローワークにおいて積極的な就職あっせんを実施

詳細は、以下の URL 及び別添のリーフレットをご参照ください。

厚生労働省ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2017 年 1 月 > 「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施します <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000148745.html>